

Osaka University of Economics Working Paper Series
No. 2006-8

大（企業）GAAPと小（企業）GAAPの垂直的分化
による混合属性会計の展開

Development of Mixed Attribute Accounting Based on
Vertical Differentiation between Big GAAP and Little GAAP

大阪経済大学 経営情報学部 草野 真樹
2007年3月28日

Masaki Kusano, Osaka University of Economics

本稿は、2003－2004年度大阪経済大学共同研究費「中小企業の会計基準に関する総合的研究」（研究代表者：小谷 融）の補助による研究成果の一部である。

I はじめに

2001年4月に国際会計基準委員会 (IASB) から改組された国際会計基準審議会 (IASB) は、会計基準のコンバージェンス (convergence) を推進している。欧州連合 (EU) は、2005年1月以降、域内の上場企業に対して、国際財務報告基準 (IFRS¹) に基づいて連結財務諸表を作成することを義務づけた (Regulation(EC) No. 1606/2002)。

また、米国の財務会計基準審議会 (FASB) と IASB は、2002年10月に「国内の財務報告においても、また国境を越えた財務報告においても双方で利用できるような、高品質で互換性のある会計基準を開発する」(FASB and IASB [2002], p. 1) ことを宣言した「ノーウォーク合意」(The Norwalk Agreement) を発表した。さらに、FASB と IASB は、2006年2月に「国際財務報告基準と米国における一般に認められた会計原則 (GAAP) 間のコンバージェンスのためのロードマップ 2006-2008年: FASB と IASB 間の協定の覚書」(MoU) を公表し、2008年までに短期的なプロジェクトを完了し、その他のプロジェクトについてはコンバージェンスに向けて相当の進展を図ることを確認している (FASB and IASB [2006])。

会計基準のコンバージェンスへの動きが急速に進展する中で、中小規模事業体 (非公開会社) (SMEs) に対して大規模事業体 (公開会社) とは異なる会計基準の作成が要請されてきた²。IASB は、2004年6月に討議資料『中小規模事業体の会計に関する予備的見解』(IASB [2004a]) を公表し、当該コメントを踏まえて、2007年2月に公開草案『中小規模事業体のための財務報告基準』(IASB [2007]) を発表した。

このように、今日、SMEs に別途会計 (differential accounting) や別途報告 (differential reporting) が要請されるのは、会計基準の過剰負担 (standard overload) が問題とされているからである。とりわけ、FASB と IASB が「歴史的な原価会計を公正価値会計に取り替える方向に向かっている」(Benston [2006], p. 466) ことを考慮すれば、もし SMEs に別途会計が適用されなければ、資産と負債の測定に mark-to-market のみならず、mark-to-model を使用しなければならないので、SMEs にとって会計基準の過剰負担は一層大きくなると推測できる。

そこで、以下、本稿では、大規模事業体 (公開会社) と SMEs 間の会計の差異化について検討し、公正価値測定を重視して会計基準のコンバージェンスを推進する IASB において、両者の間で異なる測定属性の採用が避けられないことを明らかにする。よって、本稿が大 (企業) GAAP と小 (企業) GAAP の垂直的分化による混合属性会計 (mixed attribute accounting) の展開について認識を少しでも新たにできれば幸甚である。

¹ IASB から公表された会計基準は国際会計基準 (IAS), IASB から公表された会計基準は国際財務報告基準 (IFRS) と呼称されるが、本稿では、とくに断りがない限り、両者を纏めて IFRS と記述する。

² 最近の例で言えば、カナダの会計基準審議会 (AcSB) は、2006年1月に『カナダ会計基準: 新方向』(AcSB [2006]) を公表し、事業体の主要なカテゴリーごとに別の会計戦略を遂行することにした。すなわち、AcSB は、公開会社に適用する会計基準については、2011年を目処に IFRS とコンバージェンスを推進する一方で、非公開会社の会計基準については、財務情報の利用者への調査を踏まえた上で、公開会社とは異なる会計基準を採用する可能性を示唆している (AcSB [2006], pp. 1-3)。

II 米国と英国における SMEs 会計の変遷とその特徴

IASB は、2002 年 6 月に SMEs における会計と財務報告の研究プロジェクトの活動を開始し (IASB [2002] ,par. 33), それ以降, 当該プロジェクトを押し進めてきた。IASB が SMEs 会計のプロジェクトに取り組んできたのは、欧州において約 5,000,000 社が GAAP に基づいて財務諸表を作成しなければならないが、そのうち約 9,000 社のみが IFRS 適用の上場会社で、残りの SMEs に対して会計基準の開発が必要とされたからである (IASB [2003b] ,p. 4)。

今日、SMEs 会計は、会計基準のコンバージェンスの動きの中で議論されているが、決して新しい問題ではない。なぜならば、「第 2 次世界大戦の終結以来、会社の〔財務〕報告に対する規制上の枠組みは、小〔／非公開〕会社よりもむしろ大〔／公開〕会社への要請によって左右されてきた」(John and Healeas [2000] ,p. 5) ので、それに対する反省として、「小〔(企業)〕GAAP と大〔(企業)〕GAAP の議論が、米国では 1970 年代半ば以降、英国では 1980 年代半ば以降盛んになってきた」(John and Healeas [2000] ,p. 20) からである。そこで、以下、本節では、米国と英国を中心に 1990 年代後半までの SMEs 会計の変遷を整理し、その特徴を明らかにする。

1 米国における SMEs 会計の変遷とその特徴

米国公認会計士協会 (AICPA) の会計原則審議会 (APB) は、1959 年の設立から 1973 年の解散に至るまで、31 の意見書を公表した。APB の後を引き継いで、FASB は、1973 年に『『プライベート・セクター』の最後の砦』(津守 [2002] ,144 頁) として設立され、今日に至るまで会計基準の作成を進めている。

「1960 年代半ば以降、財務諸表の作成に適用される多くのルールが発表されてきた」(AICPA [1981] ,par. 22) 結果、「これらのプロナウンスメントや証券取引委員会 (SEC) によって要請された詳細な開示とともに、小／非公開企業の財務諸表に対する GAAP 適用に関連する問題が明白になってきた」(AICPA [1976] ,p. 14)。つまり、「リース会計、税〔費用〕の期間配分、企業結合や利息の資本化の〔意見書や会計〕基準」(Hepp and McRae [1982] ,p. 52) に代表されるように、「プロナウンスメントは非常に専門的になり、報告要請に従うコストは著しく増大してきた」(Stanger and Gunther [1981] ,p. 1210)。

このように、『『大〔(企業)〕GAAP－小〔(企業)〕GAAP』問題』(Stanger and Gunther [1981] ,p. 1211) が顕在化したので、「AICPA の会計基準部会は、1974 年に小／非公開企業への GAAP 適用の調査を開始〔するために委員会 (Werner 委員会) を設置〕した」

(AICPA [1976] ,p. 3)。Werner 委員会は、1976 年 8 月に『小／非公開企業のための GAAP に関する委員会報告書』(AICPA [1976]) を公表し、「同一の測定原則がすべての事業体の一般目的財務諸表に適用されるべきである」(AICPA [1976] ,p. 8) が、「すべての事業体の財務諸表上で GAAP によって必要とされるべき開示は、たんに追加的または分析的データを提供する開示と区別すべきである」(AICPA [1976] ,p. 8) と勧告した。つまり、Werner 委員会は、1 つの GAAP を維持した上で、小／非公開企業に対して追加的または分析的データの開示を免除することを提案したわけである。

さらに、「AICPA は、中小企業の生存可能性や展望を調査するために、1978 年に中小企

業に関する特別委員会 (Derieux 委員会) を設置した」(Hepp and McRae [1982] ,p. 52)。Derieux 委員会は、1980 年 10 月に『中小企業に関する特別委員会報告書』を公表し、「事業体の大きさにかかわらず、GAAP の測定原則は同一であるべき」(Mosso [1981] ,p. 69) と結論づけ、「1 組の GAAP のみが存在すべき」(Stanger and Gunther [1981] ,p. 1231) ことを主張した。

その一方で、Derieux 委員会は、「FASB が補足的な開示からいくつかの会社を免除したとしても、[……] いくつかの GAAP の測定基準の厳守は小／所有者兼経営者会社には有用ではなく、経済的にも正当化されない」(AICPA [1981] ,par. 58) と指摘し、「会計基準の過剰負担から追加的な免除を提供する代替的な手段を調査する特別委員会」(AICPA [1981] ,par. 59) の設置を提案した。当該提案に基づいて、「AICPA の理事会は、1981 年春に会計基準の過剰負担に関する特別委員会 […… (Scott 委員会)] を設置 [することを決定] した」(Hepp and McRae [1982] ,p. 52)。

Scott 委員会は、1983 年 2 月に『会計基準の過剰負担に関する特別委員会報告書』(AICPA [1983]) を公表し、「すでに受け入れられた別途開示 (differential disclosure) のルールに加えて、利用者への目的適合性やコストベネフィットの考慮を踏まえ、大 [規模] 事業体と小 [規模] 事業体または公開事業体と非公開事業体を区別する別途測定 (differential measurement) のルールに基づいて解決策を考えなければならない」(AICPA [1983] ,p. 7) と指摘した。すなわち、Scott 委員会は、「小／非公開会社への特別な要求を満たすために、[別途開示に加えて] 別途測定法の拡張が必要とされる」(AICPA [1983] ,p. 12) と主張し、「小／非公開会社に対する別途開示と別途測定に基づくアプローチ」(AICPA [1983] ,p. 10) を勧告したわけである³。

以上のような AICPA の勧告に対して、FASB は、財務諸表利用者の情報ニーズと「財務報告の要請に従うコストとベネフィットが小 [／非公開] 会社 [……] と大公開会社の間でどのように異なっているのかを知る」(Wishon [1985] ,p. 6) ために、1980 年 5 月に意見聴取『財務諸表と財務報告の他の手段』(FASB [1980]) を公表し、どのような属性の企業がどの種類の情報を開示すべきかに焦点を当てて意見聴取を行った (FASB [1980] ,pars. 36-42)。

ところが、「ほとんどの小企業と小会計事務所はその意見聴取に応答しなかった」(FASB

³ Scott 委員会は、1981 年 12 月に討議資料『会計基準の過剰負担に関する特別委員会の暫定的結論と勧告』(AICPA [1981]) を公表し、「とりわけ小／非公開会社に対して、会計基準の過剰負担を緩和するために」(AICPA [1981] ,par. 90)、「税務 [会計] 基準が GAAP の代案として使用される」(AICPA [1981] ,par. 98) ことを暫定的に結論づけた。ところが、Scott 委員会は、討議資料のコメントなどを考慮して最終報告書では、「そうした暫定的結論と勧告を修正し、提案された [税務会計基準に基づく測定・開示] 指針を公表しない」(AICPA [1983] ,p. 15) ことにした。

なお、「税務 [会計] 基準で財務諸表を作成する考え方は、新しくはない。それは、1976 年に監査報告書 (SAS) 14『特別報告』によって公式に認められた」(Hepp and McRae [1982] ,p. 58) 方法である。「米国の [証券取引] 法は、非上場会社に GAAP [基準] の財務諸表を公表することを要請していない」(AAA's FASC [2006] ,p. 182-183) ので、現在は、1989 年に公表された SAS62『特別報告』によって、「非上場会社は、[税務会計基準、現金基準、修正現金基準などの GAAP 以外の] その他の包括的会計基準 (OCBOA) で財務諸表を作成することが認められている」(HKSA [2002] ,p. 8)。本稿では、議論の拡散を避けるために、OCBOA を検討の対象外とする。

[1981] ,par. 38) ので, FASB は, 1981 年 11 月に意見聴取『非公開会社と小〔規模〕公開会社における財務報告』(FASB [1981]) を公表し, 小/非公開会社の経営者, 財務諸表利用者(銀行), 公認会計士を対象に利用者の情報ニーズとコストベネフィットについて調査した。FASB は, 1983 年 2 月に調査報告『非公開会社による財務報告: FASB 意見聴取への応答の要約』(FASB [1983a]) を公表し, 財務諸表利用者と公認会計士の間で見解が分かれた調査結果を報告した⁴。

このように, 「FASB は, 概念フレームワークプロジェクトの一部として, 大〔(企業)〕GAAP と小〔(企業)〕GAAP 問題について検討してきた」(Stanger and Gunther [1981] ,p. 1229) が, 調査報告の「共通の結論は, 1 組の GAAP が存在すべきであるが, コストとベネフィットの評価に基づいて, 非公開会社または小〔規模〕非公開会社がいくつかの開示から免除されるべき」(Wishon [1985] ,p. 6) であった。そこで, FASB は, 従来と同様に⁵, 「ケース・バイ・ケース基準で〔……〕開示上の差異を検討する」(FASB [1986] ,p. 3) ことにしたのである⁶。

以上のように, 米国では, AICPA によって 1970 年代後半から 1980 年代前半にかけて 3 つの委員会 (Werner 委員会, Derieux 委員会, Scott 委員会) が設置され, 会計基準の過剰負担の問題について検討されてきた。これらの委員会は, いずれも大 (企業) GAAP と小 (企業) GAAP の 2 組に GAAP を分ける考え方を拒否した上で, Werner 委員会と Derieux 委員会は, 小/非公開会社に対して別途開示のみを提案したが, Scott 委員会は, 別途開示に加えて別途測定も勧告した。そうした AICPA の提案に対して, FASB は, 情報ニーズやコストベネフィットなどの調査を行ったが, 結局, 従来と同様にケース・バイ・ケース基準に基づいて, 特定の会計基準の開示のみを免除する方法を踏襲することにした⁷。つまり, FASB は, 「非公開会社を含むすべての事業体が同一の認識と測定の要請に従うべきであると概ね結論づけてきた」(FASB and AICPA [2006] ,par. 10) わけであ

⁴ なお, FASB が 1983 年 8 月に公表した調査報告『非公開会社による財務報告: 分析と結果』(Abdel-khalik *et al.* [1983]) も同様の結果を報告している。

⁵ 「FASB は, 会社の所有権 (公開または非公開), その規模, またはその双方で開示要請に対して〔ケース・バイ・ケース基準で〕幾つかの区別を行ってきた」(FASB [1983b] ,p. 3)。例えば, 財務会計基準書 (SFAS) 21『非公開企業による 1 株当たり利益とセグメント情報の報告中止—APB 意見書 15 号と FASB 基準書 14 号の修正』, SFAS33『財務報告と物価変動』, そして SFAS79『非公開企業による企業結合の特定の開示の除外—APB 意見書 16 号の修正』などが挙げられる (SFAS21,par. 12; SFAS33,par. 23; SFAS79,par. 4)。

⁶ 最近の会計基準では, SFAS126『金融商品に要求される特定の開示から特定の非公開事業体の免除』, SFAS131『企業のセグメントと関連する情報に関する開示』, SFAS132『年金とその他の退職後給付に関する開示—FASB 基準書 87 号, 88 号, そして 106 号の修正』, SFAS132 (revised 2003)『年金とその他の退職後給付に関する開示—FASB 基準書 87 号, 88 号, そして 106 号の修正』などで, FASB は, 非公開事業体に対して開示の免除や別途報告を要請している (SFAS126,par. 2-3; SFAS131,par. 9; SFAS132,par. 8; SFAS132(revised 2003),par. 8)。

⁷ 本稿で 1990 年代以降の米国における SMEs 会計の動向について概説していないのは, 大 (企業) GAAP と小 (企業) GAAP という「考え方は〔……〕1990 年代に失敗するためだけに再び復活した」(Cheney [2004] ,p. 20) とされるように, 事実上, 1980 年代から議論が進展していないからである。1990 年代以降の AICPA の SMEs 会計への取り組みについては, AICPA[1995, 1996, 2004, 2005]や Zanzing and Flesher [2006]などを参照されたい。

る。

2 英国における SMEs 会計の変遷とその特徴⁸

英国では、「非公開会社が年次届出書に貸借対照表を提出しなくてもよいと認可する」(Lennon and Sharp [1998], par. 1.2) 1907 年会社法以降、「少なくとも 100 年間に渡って、別途報告に対する議論が繰り広げられてきた」(Lennon and Sharp [1998], par. 1.1)。非公開会社への別途報告は会社法で検討されてきたが、それが会計基準の問題として議論されるようになったのは、1970 年にイングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) によって会計基準運営委員会 (ASSC) が設立されてからである。

「会計基準〔作成〕の初期において、特定の規模規準を満たした会社に対して、〔特定の会計基準からの〕免除がピースミール基準で与えられてきた」(Lennon and Sharp [1998], par. 3.1) が⁹、「小会社への会計基準の適用に関する議論は、1980 年代も継続し、〔さらに〕1981 年会社法で導入された変化と会計基準の数の継続的な増加によって〔一層〕活潑になった」(Lennon and Sharp [1998], par. 3.1) ののである¹⁰。会計基準委員会 (ASC) は、1983 年に『基準設定プロセスの概観』(ASC [1983]) を公表し、「会計基準は、現在と同様に財政状態と損益の真実かつ公正な概観を示す目的で〔大会社と小会社の区別に関係なく〕すべての〔会社の〕財務諸表に〔普遍的に〕適用する」(ASC [1983], par. 3.5(c)) という「将来の会計基準の基礎的特徴」(ASC [1983], par. 3.5) を提示した。その一方で、ASC [1983] は、大会社と小会社間の「財務諸表利用者の情報ニーズを調整する際に問題がある」(par. 3.6) ことを認識し、「例えばコスト・ベネフィットテストを用いて、この問題は最善に解決される」(par. 3.7) と会計基準の免除を示唆していた。

そこで、ASC は、1986 年に作業部会 (Working Group) を設置して、小会社への会計基準の適用について調査を開始した。ASC は、1988 年 2 月にテクニカル・リリース (TR) 690『小会社に対する会計基準の適用に関する会計基準委員会による声明書』を公表し、「概ね小会社が過度に煩わしい会計基準の準拠を見出したことを提示した証拠がなかった」(FRSSE, Appendix IV, par. 2) という調査結果を発表した。ところが、「ASC は、将来には概念的または実務的理由のために、〔会計〕基準が小会社に適用できない状況があると認識している」(McCahey and Ramsay [1989], p. 15) ことから、1988 年 7 月に TR706『会計基準を適用するための「小会社」の定義に関する会計基準委員会による声明書』を公表し、「規模に基づいていくつかの事業体を会計基準の特定の規定から免除することが適

⁸ 英国における SMEs 会計の変遷とその内容について詳細に考察した我が国の先行研究として、日本会計研究学会 [2003] がある。

⁹ 例えば、ASSC は、1972 年 2 月に会計実務基準書 (SSAP) 3『1 株当たり利益』を公表して、非公開会社に対して、1 株当たり利益の開示を免除した (SSAP3, par. 13)。また、1976 年に ASSC から改組された会計基準委員会 (ASC) は、1980 年 4 月に SSAP16『現在原価会計』を公表して、一定の条件を満たした会社に対して、現在原価基準の財務諸表を作成することを免除した (SSAP16, par. 46)。

¹⁰ 1981 年会社法は、欧州共同体 (EC) 会社法第 4 号指令の国内法化に伴って、売上高、資産総額、従業員数を規準として、非公開会社を小規模、中規模、そしてそれ以外に分割した (Lennon and Sharp [1998], pars. 1.1 and 1.7)。

切である」(FRSSE,Appendix IV,par. 2) ことを認めたのである¹¹。

1990年に会計基準設定機関はASCから会計基準審議会(ASB)に変わったが、「審議会は、前身のASCと同様に、〔会計〕基準ごとに規模または公益の相対的な欠如に基づいて、〔会計〕基準のすべてまたは一部からの免除が特定の企業のために提供されるべきか否かを検討している」(CCAB [1994],Preface) 状況であった¹²。「小会社への会計基準適用の問題は未解決であり、ピースミール〔での免除〕の適用は不満足と考えられていた」

(Lennon and Sharp [1998],par. 3.9) ので、ASBは、会計士諸団体諮問委員会(CCAB)に作業部会を設置して、「幅広い協議に基づいて、〔小会社への〕免除の適切な規準を勧告すること」(CCAB [1994],Preface) を依頼した。

CCABは、1994年11月に諮問資料『規模または公益に基づく〔会計〕基準からの免除』(CCAB [1994]) を公表し、一部の会計基準と緊急問題専門委員会(UITF) 要約を除いて、「ASBが〔1985年〕会社法の小会社の定義を満たすすべての事業体に対して、会計基準の準拠から免除すべきである」(CCAB [1994],par. 10.3) ことを勧告した¹³。CCAB [1994] は、ASCやASBが採用してきたピースミール・アプローチ(ケース・バイ・ケース基準)ではなく、「すべての企業に適用すべき中核的な会計基準(core accounting standard) を識別することを試みる」(par. 8.1) 「アプローチが〔……小会社に対する会計基準の免除を検討する際に〕最も適切な方策を提示している」(par. 9.1) と考えた。

さらに、CCABは、1995年12月に『適合案—小〔規模〕事業体のための財務報告基準書』(CCAB [1995]) を公表し、「小企業に適用するすべての会計基準の要請事項を規定する」(CCAB [1995],par. 1.4) 小規模事業体のための財務報告基準(FRSSE)の作成とその草案を提案した。つまり、CCAB [1995] は、「財務諸表利用者の必要性をより密接に反映する小会社のための新しい一連の会計基準」(CCAB [1994],par. 8.1) を開発することで、大(企業)GAAPとは異なる小(企業)GAAPを作成することを提案したのである。

そこで、ASBは、CCAB [1995] の提案に基づいて、1996年12月に公開草案『小〔規模〕事業体のための財務報告基準』を公表し、1997年12月にFRSSE『小〔規模〕事業体のための財務報告基準』(FRSSE)を公表した。FRSSEの公表は、長年に渡って議論されてきた「別々の『大』〔(企業)〕GAAPと『小』〔(企業)〕GAAPの作成への移行に急加速を示している」(John and Healeas [2000],p. 5) のである。

以上のように、英国では、当初大(企業)GAAPと小(企業)GAAPを区別せず1つの

¹¹ ただし、ASCは、1989年1月に改訂したSSAP13(revised 1989)『研究開発の会計』と1990年6月に公表したSSAP25『セグメント報告』のみに会計基準の免除を適用した(SSAP13(revised 1989),par. 22; SSAP25,par. 4 and 41)。

¹² 例えば、ASBは、1991年9月に公表した財務報告基準(FRS) 1『キャッシュ・フロー計算書』では小会社に対してキャッシュ・フロー計算書の作成を免除したが(FRS1,par. 8(a)), 1992年10月に公表したFRS3『財務業績の報告』では小会社を会計基準の適用対象から除外しなかった(FRS3,par. 12)。

¹³ CCAB [1994] は、小会社にも適用すべき会計基準とUITF要約として、SSAP4『政府補助金の会計』, SSAP9『棚卸資産と長期請負契約』, SSAP13『研究開発の会計』, SSAP17『後発事象の会計』, SSAP18『偶発事象の会計』, そしてUITF7『真実かつ公正な概観を優先した開示』を挙げている(par. 10.4)。

GAAP を堅持した上で、ピースミール・アプローチに基づいて、小会社に対して特定の会計基準の開示が免除されてきた。ところが、1990年代に入ると、会計基準の公表数の増加や複雑さに伴って、当該アプローチでは会計基準の過剰負担の問題に対処できなくなった。そこで、ASB は、CCAB [1995] の提案を踏まえて、1997年にFRSSEを公表して、大(企業)GAAPと小(企業)GAAPを区別した2組のGAAPを作成する方法を採用した。ただし、公表当時の「FRSSEの主要な効果は、『全部GAAP』で要請された多くの開示から小会社を免除すること」(John and Healeas [2000], p. 6)に現れたので、「FRSSEによって引き起こされた変化は、根本的(fundamental)というよりも、むしろ表面的(cosmetic)である」(John and Healeas [2000], p. 7)と評されたのである。

3 小括

本節では、以上、米国と英国を中心に1990年代後半までのSMEs会計の変遷について整理し、その特徴を明らかにした。米国では、大(企業)GAAPと小(企業)GAAPを区別せず1組のGAAPを堅持した上で、小/非公開会社に対して特定の会計基準の開示を免除する方法が採用されてきたのに対して、英国では、当初米国と同様の方法が採用されていたが、1990年代後半に入ると、大(企業)GAAPと小(企業)GAAPを区別して2組のGAAPを採用する方法が採用されるようになった。本節では、米国と英国のみを取り上げたが、近年では、世界の「国々が徐々に別途報告の要請(または大[(企業)]GAAPと小[(企業)]GAAPルール)を採用し続けている¹⁴⁾(IFAC [2006], par. 3.14)。

ここで、大規模事業体(公開会社)のための「会計基準から[……SMEs]を免除するために多くの実行可能なアプローチ」(CCAB [1994], par. 8.1)が考えられるが、当該アプローチは大きく2つに分けられる。1つは、大規模事業体(公開会社)とSMEsの双方に対して「同一の概念フレームワークまたは同一の測定と認識規準に基づき[会計処理を行うが、……SMEsに対して]適用を単純化または簡素化し、その完全な一連の規制から特定の[開示の]免除を提供する」(IFAC [2006], par. 3.14)アプローチであり、いま1つは、大(企業)GAAPと小(企業)GAAPが「必ずしもお互いに連携しているとは限らないが、[それぞれ]別々に開発した2組の異なるルール」(IFAC [2006], par. 3.14)を採用するアプローチである。これら2つのアプローチの大きな相違点は、「会計基準の差異化に関して、差異化が開示に限定されるべきか、あるいは認識と測定にも影響を及ぼすべきか」(Eirle [2005], p. 282)という違いに現れる。

なお、その際に、SMEsに対して異なる財務報告を正当化する根拠として、利用者やそのニーズの差異、そしてコストベネフィットの考慮などが挙げられる¹⁵⁾(Collis *et al.* [2001], p. 170; Lippitt and Oliver [1983], pp. 54-57; Murray and Johnson [1983], pp. 6-12)。大規模事業体(公開会社)とSMEsの間で利用者やそのニーズの差異、そしてコストベネフィットの考慮がどの程度異なるのかによって、SMEsのための会計基準に対

¹⁴⁾ 各国の状況については、Devi [2003] やIFAC [2006], chap. 4などを参照されたい。

¹⁵⁾ そうした根拠に対して、1970年代後半以降多くの実態調査が行われてきたが、これらの先行研究を整理したものとして、AAA FASC [2006], pp. 184-188, CICA [1999], chap. 2, EAA FRSC [2005], pp. 25-32, IFAC [2006], chap. 3などがある。

して採用されるアプローチが異なるわけである。

Ⅲ IASB における混合属性会計の展開

前節では、米国と英国を中心に 1990 年代後半までの SMEs 会計の変遷とその特徴について概説した。IASB は、近年、会計基準のコンバージェンスを進めているが、かかる状況の中で SMEs への会計基準の開発が要求されてきた¹⁶。そこで、IASB は、そうした要求に応えるために、SMEs の会計基準の開発に取り組み始めた。本節では、以下、IASB における SMEs 会計を素材として、「会計（慣行と基準）の収束と差異化の両立（同時進行）」（高寺 [2003] ,146 頁）によって、会計システムにどのような影響を与える可能性があるのかについて検討する。

1 討議資料における開示と表示の制限（単純化）

IASB は、2004 年 6 月に討議資料『中小規模事業体の会計に関する予備的見解』（IASB [2004a]）を公表し、「SMEs 会計基準に関するプロジェクトへの基本的アプローチ」（IASB [2004a] ,par. IN8）を提示した（以下、本節では、「討議資料」と記述する）。IASB は、「全部 IFRS はすべての事業体に適用可能である」（IASB [2004a] ,par. 4）と主張するが、SMEs が公的な説明責任¹⁷（public accountability）がある事業体と異なる利用者のニーズを有することなどを考慮して（IASB [2004a] ,par. 6）、「SMEs のための〔会計〕基準を開発する」（IASB [2004a] ,par. 4）ことにした。

IASB は、「SMEs のための財務報告基準が……〔全部〕IFRS と同じ概念フレームワークに基づく」（IASB [2004a] ,par. 16）こと、そして「SMEs のための IASB〔会計〕基準は、全部 IFRS から出発し、〔……利用者のニーズとコストベネフィット分析を踏まえて〕それらを制限して開発されるべき」（IASB [2004a] ,par. 61）ことを暫定的に合意した。その際に、「開示と表示の制限（modification）は利用者のニーズとコストベネフィ

¹⁶ もちろん、IASB の前身である IASC は、ピースミール・アプローチ（ケース・バイ・ケース基準）で非公開事業体に対して開示の免除を行ってきた。例えば、IAS14 (revised 1997)『セグメント報告』や IAS33『1 株当たり利益』などが挙げられる（IAS14(revised 1997),par. 3; IAS33,pars. 4-5）。

なお、IASB は、2006 年 11 月に IFRS8『事業セグメント』を公表して、IAS14(revised 1997)を廃止した。IFRS8 は、IAS14(revised 1997)と同様に、非公開事業体に対してセグメント情報の開示を免除している（IFRS8,par. 2）。

¹⁷ 討議資料は、「公的な説明責任が SMEs と他の事業体を区別する最も重要な特徴である」（IASB [2004a] ,par. 28）と位置づけた上で、以下の規準を満たす事業体を、公的な説明責任を有する事業体とした。

- 「(a) 公開市場で特定の種類の証券を発行するために、証券委員会やその他の規制機関に財務諸表を提出、または提出する過程にある。
- (b) 広範な外部グループのために、銀行、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、年金基金、投資信託や投資銀行など受託者の立場で保有する。
- (c) 必須の公共サービスを提供する公益事業体や類似の事業体である。あるいは、
- (d) 総資産、総収益、従業員数、市場支配力、外部借入の種類や程度などの規準に基づいて、本国で経済的に重大である」（IASB [2004a] ,par. 31）。

ット分析基準で正当化される」(IASB [2004a] ,par. 67) が、「IFRS の認識と測定原則に制限は行わないという反証可能な仮定」(IASB [2004a] ,par. 68) が設定されたのである。

討議資料は、SMEs に対して認識の制限を提案しなかった理由として、「SMEs のための IASB [会計] 基準が全部 IFRS と同一の概念フレームワークに基づくことを暫定的に合意した」(IASB [2004a] ,par. 81) ことを挙げた。そこで、その根拠について考察してみると、討議資料は、まず概念フレームワークにおける資産と負債の定義とその認識規準の観点から (IASB [2004a] ,par. 81)、「SMEs のための IASB [会計] 基準の認識原則が IFRS の認識原則と異なることは、事実上、SMEs において資産と負債（そして関連する収益と費用）の定義が異なることを意味する」(IASB [2004a] ,par. 82) と指摘した。

ところが、資産と負債の「定義は、[……] 認識規準を満たさないために、貸借対照表において資産または負債として認識されない項目を含む」(IASB [1989] ,par. 50) ことを考慮すれば、大規模事業体（公開会社）と SMEs の間でオン・バランスされる項目が違ったとしても、そのことから、ただちに「資産と負債（そして関連する収益と費用）の定義が異なること」(IASB [2004a] ,par. 82) 、そして「かかる結果が [……] 非論理的である」(IASB [2004a] ,par. 82) と言えないであろう。

また、討議資料は、SMEs に対して測定の制限を提案しなかった理由として、「ある資産と負債（そして関連する収益と費用）を測定するときに、SMEs の事業環境とその資源の制約の双方から、事業体が全部 IFRS を適用するときに必要とされるのと同程度の測定の信頼性を確保するためのコストは、特定の SMEs の状況で正当化されない」(IASB [2004a] ,par. 83) ことを挙げた。確かに、SMEs が置かれている状況によって、それほどコストを費やさずに全部 IFRS の測定基準を適用できる場合もある。

しかし、討議資料は、測定の「制限は利用者のニーズとコストーベネフィット分析基準のみで正当化される」(IASB [2004a] ,par. 68) とした上で、「測定原則の場合、認識原則の場合よりも容易に [制限を行わないという] 仮定は反証可能である」(IASB [2004a] ,par. 83) と指摘する。つまり、討議資料は、利用者のニーズとコストーベネフィットの観点から、測定の制限の可能性が十分にあることを認めているわけである。それにもかかわらず、討議資料は、なぜ一律に測定の制限を認めない措置を提案したのかについて、説明していないのである。

以上のように、討議資料は、大規模事業体（公開会社）と SMEs が同一の概念フレームワークに立脚し、全部 IFRS を起点として利用者のニーズとコストーベネフィット分析を踏まえて、SMEs のための会計基準を開発することにした。その際に、IASB は、SMEs に対する制限が開示と表示に限定され、認識と測定にまで及ばない措置を提案した。ところが、討議資料では、その根拠が十分に説明されていなかったのである。討議資料は、「SMEs のための [会計] 基準を開発する際に、利用者のニーズとコストーベネフィット分析基準で覆すことはできるが、IFRS の認識または測定原則に制限を行わないと本審議会が仮定すべきことに賛成しますか」(pp. 9 and 41) と意見聴取を行ったところ、「応答者の 2/3 (67%) は、[上記の質問に] 反対 [を表明] し [……, SMEs に対する] 制限が、利用者のニーズ、コストーベネフィットの考慮、そして単純化の目的に基づいて、[開示や表示に加えて] IFRS の認識または測定原則に行われるべき」(IASB [2004b] ,par. 31)

であると回答した¹⁸。

2 公開草案における認識と測定の制限（単純化）

さて、「ほとんどの討議資料への応答者は、認識と測定の単純化が必要であると言ったが、〔……〕IFRSの下でSMEsに対して認識または測定の問題を引き起こす特定の取引またはその他の事象や条件、あるいは当該問題がどのように解決されるのか〔について意見〕を示さなかった」（IASB [2007] ,par. BC8）。そこで、IASBは、どの項目に認識と測定の単純化が必要なのかについて多くの情報を必要としたので、円卓会議などで意見交換を行い（IASB [2007] ,pars. BC9-BC11）、その成果を踏まえて、2007年2月に公開草案『中小規模事業体のための財務報告基準』（IASB [2007]）を公表した（以下、本節では、「公開草案」と記述する）。

IASBは、概念「フレームワークから基礎的な概念、そしてIFRSから原則や関連する指針を抽出する」（IASB [2007] ,par. BC66）が、財務諸表「利用者のニーズとコスト・ベネフィットの考慮の観点から適切な制限を考慮して」（IASB [2007] ,par. BC66）SMEsのための「別途〔会計〕基準」（IASB [2007] ,par. P9）を開発した¹⁹。その際に、IASBは、討議資料で提案した「IFRSの認識と測定原則に制限は行わないという反証可能な仮定」（IASB [2004a] ,par. 68）を設定しなかったため、公開草案は、SMEsに対して開示と表示に加えて、認識と測定に制限（単純化）を提案した。例えば、金融商品、暖簾の減損、研究開発費、生物資産、確定給付年金、株式報酬、ファイナンス・リースなどに対して認識と測定の単純化が提案されたが、本項では、以下、金融商品の会計処理を取り上げて、大規模事業体（公開会社）とSMEsの会計処理の違いについて検討する²⁰。

公開草案は、SMEsが保有するすべての金融商品を会計処理するときに、SMEsのためのIFRS規定、あるいはIAS39『金融商品：認識と測定』のいずれかを選択できると提案した²¹（IASB [2007] ,par. 11.1）。そこで、金融商品の測定方法に焦点を当て、IAS39と

¹⁸ なお、IASBは、2003年9月に世界各国の会計基準設定機関と合同会議を行ったが、それに先立って当該会議の参加機関にSMEsの会計について11の質問をした。その中で、「IASBはSMEsのために認識と測定の単純化を考慮すべきか」という質問があり、返答があった27ヶ国のうち22ヶ国は「はい」、残りの5ヶ国は「いいえ」と返事していた（IASB [2003a] ,p. 9）。

¹⁹ 公開草案は、SMEsを公的な説明責任を有しておらず、外部利用者に一般目的財務諸表を公表する事業体と定義した（IASB [2007] ,par. 1.1）。公開草案は、以下の規準を満たす事業体を、公的な説明責任を有する事業体とした。

「(a) 公開市場で特定の種類の証券を発行するために、証券委員会やその他の規制機関に財務諸表を提出、または提出する過程にある。あるいは、

(b) 広範な外部グループのために、銀行、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、年金基金、投資信託や投資銀行など受託者の立場で保有する」（IASB [2007] ,par. 1.2）。

公開草案は、討議資料が暫定的に要求していた公益事業体や類似の事業体と経済的な重大性の規準を、公的な説明責任を有する事業体の識別規準から除外した（IASB [2007] ,pars. BC37-BC40）。

²⁰ 公開草案は、金融商品の会計処理に対して、①金融商品の分類、②認識中止（derecognition）、そして③ヘッジ会計について認識と測定の制限を提案するが（IASB [2007] ,par. BC73）、本稿では、①のみを検討対象とする。

²¹ IASBは、2003年12月にIAS39(revised 2003)『金融商品：認識と測定』を公表し、IASCが1998年12月に公表し、2000年10月に一部改訂したIAS39(revised 2000)を改訂した。それ以後も、IASB

SMEs のための IFRS 規定（公開草案²²）の違いについて見てみると、IAS39 は、金融商品を「損益〔計算書〕を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」、「満期保有目的投資」、「貸付金と債権」、そして「売却可能金融資産」の 4 つに分類し（par. 9）、それぞれ所定の方法で会計処理を要請する。

例えば、トレーディング目的で保有される債券は、当初認識時とそれ以後、公正価値で測定され（IAS39, pars. 43 and 46）、その評価損益は発生時の損益として認識されるが（IAS39, par. 55(a)）、「事業体が満期まで保有する積極的な意図と能力を有する」（IAS39, par. 9）債券の場合、償却原価で測定される（IAS39, par. 46(b)）。また、そのどちらにも分類されない債券は、当初認識時とそれ以後、公正価値で測定されるが、その評価損益は株主持分の独立項目として認識される（IAS39, par. 55(b)）。

このような「IAS39 における複雑さの多くは、事業体が〔事業活動を反映した保有目的に従って〕金融商品の幅広い測定属性から選択することを認めることに起因する」（IASB [2007] ,par. BC72）ので、IASB は、「IAS39 の単純化が SMEs にとって適切であると合意した」（IASB [2007] ,par. BC71）。そこで、公開草案は、「事業体は、減損を除いて原価または償却原価で測定される〔特定の〕金融商品を除き、各々の報告日に〔……〕あらゆる金融商品を公正価値で測定し、公正価値の変動額を損益として認識すべきである」（IASB [2007] ,par. 11.8）と提案した。つまり、公開草案は、金融商品の「標準的な測定属性を〔公正価値と〕規定し、〔原価や償却原価といった〕その他の測定属性の使用を限定することで〔金融商品の会計処理の〕複雑さを減少する」（IASB [2007] ,par. BC72）ことを狙ったわけである。

このように、公開草案では、「特定の条件を満たした金融商品は原価または償却原価で測定され、その他のあらゆる金融商品は損益〔計算書〕を通じて公正価値で測定される」（IASB [2007] ,par. BC73(a)）ので、IAS39 と比較して金融商品の分類が減少し、会計処理が単純化されている。その結果、公開草案で「提案された金融商品の標準的なカテゴリは〔……〕損益〔計算書〕を通じた公正価値であり、原価または償却原価は所定の条件が満たされたときしか容認されないの、〔……SMEs にとって〕公正価値の負担」（IASB [2007] ,par. BC78(b)）が増加する場合もある²³。

このように、公開草案では、「特定の条件を満たした金融商品は原価または償却原価で測定され、その他のあらゆる金融商品は損益〔計算書〕を通じて公正価値で測定される」（IASB [2007] ,par. BC73(a)）ので、IAS39 と比較して金融商品の分類が減少し、会計処理が単純化されている。その結果、公開草案で「提案された金融商品の標準的なカテゴリは〔……〕損益〔計算書〕を通じた公正価値であり、原価または償却原価は所定の条件が満たされたときしか容認されないの、〔……SMEs にとって〕公正価値の負担」（IASB [2007] ,par. BC78(b)）が増加する場合もある²³。

しかし、公開草案では、所定の満期日がある、固定／変動金利の利払いなど一定の条件を満たす金融商品であれば（IASB [2007] ,par. 11.9）、「当初認識時に〔……〕償却原価で測定することを指定する」（IASB [2007] ,par. 11.7(a)）ことで「各々の報告日に〔…

は、2005 年 6 月に『公正価値オプション』、2005 年 8 月に『金融保証契約』などを公表し、IAS39(revised 2003)の部分的改訂を行ってきた。本稿では、とくに断りがない限り、IAS39 と記述する場合、2006 年 12 月 31 日までの修正箇所を反映したバージョンを指す。

²² 本稿では、とくに断りがない限り、公開草案における金融商品の会計処理を記述する場合、SMEs のための IFRS 規定の処理方法を記述する。

²³ 例えば、公開草案では売却可能金融資産の分類が削除されるので、他の事業体と長期的な事業関係を形成または維持する目的で行われる戦略的投資は、公開草案では損益計算書を通じて公正価値で測定される（IASB [2007] ,par. BC78(c)）。つまり、公開草案は、トレーディング目的であれ、戦略的投資であれ、その保有目的に関係なく、上場市場価格が存在する持分証券への投資であれば、公正価値で測定し、当該変動額を発生時の損益として認識する会計処理を提案するのである（IASB [2007] ,par. 11.11）。

…当該金融商品を〔……〕償却原価で測定する」(IASB [2007] ,par. 11.7) ことができる。例えば、非転換型負債証券への投資に対して、IAS39 では保有目的の分類に従って測定属性が選択されるが、公開草案では、当該金融商品は所定の条件を満たすので、償却原価で測定される (IASB [2007] ,par. 11.10)。つまり、公開草案では、一定の条件を満たす金融商品であれば、IAS39 のように「満期まで保有する積極的な意図と能力」(IAS39,par. 9) がなくても、償却原価で測定することができるのである。

したがって、IAS39 で満期保有目的投資への分類が厳格であることを考慮すると、公開草案は、IAS39 と比較して、償却原価の適用対象を広く認めていると言えるであろう。換言すると、公開草案は、認識と測定の単純化に伴って、公正価値の適用対象を限定している場合もある。IAS39 と公開草案では、公正価値の適用対象が異なっているのである。

以上のように、公開草案は、利用者のニーズとコストベネフィットの観点から、SMEs に対して開示と表示のみならず、認識と測定についても制限 (単純化) を容認した。公開草案では、特定の条件を満たした金融商品は原価または償却原価で測定されるが、それ以外の金融商品は公正価値で測定され、その評価損益は発生時の利益として認識する会計処理を提案した。公開草案では、「IAS39 における売却可能〔金融資産〕と満期保有目的〔投資〕の分類は利用できない」(IASB [2007] ,par. 73(a)) ので、認識と測定の単純化に伴って、公正価値の適用対象が限定される場合もある。本項で検討した金融商品において、大規模事業体 (公開会社) と SMEs の間に公正価値の適用対象の違いが観察されるわけである。

3 小括

本節では、以上、IASB が公表した討議資料と公開草案を取り上げて、SMEs の会計処理について検討した。討議資料と公開草案は、現行の概念フレームワークに基づいて、利用者のニーズとコストベネフィットを考慮して全部 IFRS に修正を加える方法で SMEs の会計基準を開発することにした。つまり、IASB は、大 (企業) GAAP と小 (企業) GAAP と区別して 2 組の GAAP を作成する方法を採用した。ただし、討議資料は開示と表示の制限のみを容認したが、公開草案は、それに加えて、認識と測定の制限も提案した。

従来、大 (企業) GAAP は、一般に歴史的な原価を測定属性として採用していたので、前節で検討したように、開示と表示の免除 (制限) のみで十分に対応することができた。ところが、SFAS157『公正価値測定』、討議資料『財務会計の測定基準—当初認識の測定』(IASB [2005]) や討議資料『公正価値測定』(IASB [2006]) などの公表に端的に現れているように、今日、大 (企業) GAAP に公正価値が導入される傾向が強まっている。そうした状況では、以前のように開示と表示の制限のみでは十分に対応できず、認識と測定の制限が必要とされたと考えられる。

その結果、本節で明らかにしたように、認識と測定の制限 (単純化) に伴って、大 (企業) GAAP (IAS39) と小 (企業) GAAP (公開草案) の間に公正価値の適用対象の違いが観察された。このことは、金融商品のみならず、生物資産 (biological asset) にも該当する。IAS41『農業』は、「生物資産は、公正価値が信頼性をもって測定できない〔……〕場合を除き、当初認識時と〔それ以後の〕各々の貸借対照表日に〔……〕公正価値で測定されるべきである」(par. 12) と規定する。ところが、公開草案は、「公正価値が過度のコ

ストや努力なしで容易に決定できる生物資産」(IASB[2007],par. 35.1(a))に対してIAS41と同様の「公正価値モデル」(IASB [2007] ,par. 35.1(a))を、「公正価値が過度のコストや努力なしで容易に決定できない生物資産」(IASB [2007] ,par. 35.1(b))に対して「原価・減価償却・減損モデル」(IASB [2007] ,par. BC86)を提案する。このように、生物資産においても、大(企業)GAAP (IAS41)と小(企業)GAAP(公開草案)の間に公正価値の適用対象の違いがある。

以上のことから、これまでは概ね「異なる項目が異なる基準で測定されることで、事業体の計算書内に〔測定属性の〕相違はあるが、異なる規模の事業体、異なる法的形態、異なる産業間でかなりの程度〔測定属性の〕一貫性はある」(ICAEW [2006] ,p. 11)状況であった。すなわち、一般に事業体の規模や属性に関係なく、会計事象の違いによって歴史的な原価と公正価値を使い分ける混合属性会計が採用されてきた。ところが、公開草案では大規模事業体(公開会社)とSMEsの間で公正価値の適用対象が異なるので、このことは、事業体の計算書内の項目だけではなく、さらに事業体の種類によって測定属性が相違することを意味するのである²⁴。つまり、大(企業)GAAPと小(企業)GAAPの垂直的分化によって、同一の会計事象に対して大規模事業体(公開会社)とSMEsの間で歴史的な原価と公正価値の使い分けが行われることから、混合属性会計の展開が示唆されるわけである。

IV おわりに

本稿では、以上、SMEs会計を素材として、大(企業)GAAPと小(企業)GAAPの差異化について検討した。まず、1990年代後半までの米国と英国のSMEs会計の変遷について検討し、SMEsに対して開示と表示の免除は行われたが、認識と測定については、大規模事業体(公開会社)とSMEsの間で概ね同一の基準が採用されてきたことを明らかにした。次に、IASBの討議資料と公開草案を取り上げてSMEs会計について検討し、討議資料では開示と表示の制限のみが提案されたが、公開草案では、それに加えて、認識と測

²⁴ 公開草案の公表に先立ち、すでに特定の会計基準で認識と測定の制限(単純化)が行われていた事例はある。IASBは、2004年2月にIFRS2『株式報酬』を公表し、「持分決済型の株式報酬取引について、事業体は、受領した財貨または用役とそれに対応する持分の増加を〔……〕公正価値で〔……〕測定すべきである」(IFRS2,par. 10)と要請したが、「未上場や新規上場事業体などの〔……〕事業体が付与したストック・オプションの公正価値を、付与日に信頼性をもって測定できない」(IFRS2,par. BC144)場合に限り、「その持分金融商品を〔……〕本源的価値(intrinsic value)で測定し、本源的価値の変動額を損益〔計算書〕で認識する」(IFRS2,par. 24)会計処理も容認した。公開草案は、株式報酬の非認識(non-recognition)について検討したが、財務諸表の要素の定義と利用者のニーズを考慮して当該会計処理を採用せず(IASB [2007] ,par. BC101)、IFRS2の規定(本源的価値により測定)を踏襲した(IASB [2007] ,par. 25.4)。

なお、ASBは、2007年1月に5回目のFRSSEの改訂を行い、前回のFRSSEの改訂で取り扱わなかった(IFRS2と同一の会計基準である)FRS20『株式報酬』について検討し、持分決済型の株式報酬取引について、開示のみで報告する措置を要請した(FRSSE(Effective January 2007),Appendix IV,par. 28-30)。つまり、FRSSEはIASBの公開草案が採用しなかった会計処理を要請するために、両者間で、SMEsにおける持分決済型の株式報酬取引の処理方法が異なっているのである。

定の制限（単純化）が提案され、大規模事業体（公開会社）と SMEs の間で公正価値の適用対象の違いが観察されることを指摘した。

今日、概ね事業体の種類に関係なく、会計事象の違いによって測定属性が混合した混合属性会計が会計システムとして採用されている。公開草案では、さらに事業体の種類によって測定属性が混合することから、大（企業）GAAP と小（企業）GAAP の垂直的分化による混合属性会計の展開が示唆される。このことは、公正価値測定を重視して会計基準のコンバージェンスを推進する IASB において、大規模事業体（公開会社）と SMEs の間で異なる測定属性の採用が避けられないことを意味するわけである。

1990 年代後半以降、「混合属性〔会計〕モデルは、公正価値〔会計〕モデルに代替されるべきである」（Swieringa [1997] ,p. 26）と主張され、金融商品を中心に「包括的公正価値〔会計〕モデル」（JWG [2000] ,par. 1.38(b)）が提案されてきた。ところが、銀行経営者（団体）や銀行監督・規制機関（中央銀行）が中心となって金融商品の全部公正価値会計に強硬に反対した結果、混合属性会計が再制度化された経緯がある（高寺・草野 [2007]）。IASB は、今日、「公正価値を多くの状況で見込みのある測定基準と考え〔当該基準を重視し〕ている」（Barth [2006] ,p. 9）が、本稿の検討結果を踏まえると、大（企業）GAAP と小（企業）GAAP 間の測定属性の差異化によって、混合属性会計が一層進展する可能性は大きいと考えられる。

参考文献

- AAA's FASC [2006] , “Financial Accounting and Reporting for Private Entities,” *Accounting Horizons*, Vol. 20, No. 2, pp. 179-194.
- Abdel-khalik, A. R., W. A. Collins, P. D. Shields, D. H. Snowball, R. G. Stephens and J. H. Wragge [1983] , FASB Research Report, *Financial Reporting by Private Companies: Analysis and Diagnosis*, FASB.
- AcSB [2006] , *Accounting Standards in Canada: New Directions*, AcSB.
- AICPA [1976] , Accounting Standards Division, *Report of the Committee on Generally Accepted Accounting Principles for Smaller and/or Closely Held Business*, AICPA.
- AICPA [1981] , Special Committee on Accounting Standards Overload, Discussion Paper, *Tentative Conclusions and Recommendations of the Special Committee on Accounting Standards Overload*, AICPA.
- AICPA [1983] , Special Committee on Accounting Standards Overload, *Report of the Special Committee on Accounting Standards Overload*, AICPA.
- AICPA [1995] , Private Companies Practice Section of the AICPA, *Standards Overload: Problems and Solutions*, AICPA.
- AICPA [1996] , Private Companies Practice Section Special Task Force on Standards Overload, *Report of the Private Companies Practice Section Special Task Force on Standards Overload*, AICPA.
- AICPA [2004] , Discussion Paper, *Private Company Financial Reporting*, AICPA.
- AICPA [2005] , *Private Company Financial Reporting Task Force Report*, AICPA.
- ASC [1983] , *Review of the Standard Setting Process*, ASC.
- Barth, M. E. [2006] , “Standard-Setters, Measurement Issues, and the Relevance of Research,” Working Paper.

- CCAB [1994] , Consultative Document, *Exemptions from Standards on Grounds of Size or Public Interest*, CCAB.
- CCAB [1995] , *Designed to Fit – A Financial Reporting Standard for Smaller Entities*, CCAB.
- CICA [1999] , Research Report, *Financial Reporting by Small Business Enterprises*, CICA.
- Cheney, G. [2004] , “Differential Accounting: Problems and Possibilities,” *Financial Executive*, Vol. 20, No. 2, pp. 20-22.
- Collis, J., D. Dugdale and R. Jarvis [2001] , “Deregulation of Small Company Financial Reporting in the UK,” S. McLeay and A. Riccaboni eds., *Contemporary Issues in Accounting Regulation*, Kluwer Academic Publication, pp. 167-185..
- Devi, S. [2003] , *A Framework for Differential Reporting*, CAPA.
- EAA FRSC [2005] , “Problems and Opportunities of an International Financial Reporting Standard for Small and Medium-Sized Entities: The EAA FRSC’s Comment on the IASB’s Discussion Paper,” *Accounting in Europe*, Vol. 2, pp. 23-45.
- Eierle, B. [2005] , “Differential Reporting in Germany – A Historical Analysis,” *Accounting, Business and Financial History*, Vol. 15, No. 3, pp. 279-315.
- IASB [2002] , Observer Note at SAC Meeting, *Research Projects: Report on October 2002 Meeting with National Standard Setters*, November IASB.
- IASB [2003a] , Observer Note at IASB Meeting with World Standard-Setters, *Financial Reporting by Small and Medium-Sized Entities: Tally of Responses to Pre-Meeting Questionnaire*, September, IASB.
- IASB [2003b] , Observer Note at IASB Meeting with World Standard-Setters, *Financial Reporting by Small and Medium-Sized Entities*, September, IASB.
- IASB [2004a] , Discussion Paper, *Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-Sized Entities*, IASB.
- IASB [2004b] , Observer Note at IASB Meeting, *Standards for Small and Medium-Sized Entities (SMEs)*, December IASB.
- IASB [2005] , Discussion Paper, *Measurement Bases for Financial Accounting – Measurement on Initial Recognition*, IASB.
- IASB [2006] , Discussion Paper, *Fair Value Measurements, Part 1: Invitation to Comment and Relevant IFRS Guidance*, IASB.
- IASB [2007] , Exposure Draft, *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-Sized Entities*, IASB.
- IASC [1989] , *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
(国際会計基準委員会 [1989] 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』 日本公認会計士協会。)
- IFAC [2006] , Information Paper, *Micro-Entity Financial Reporting: Perspectives of Preparers and Users*, IFAC.
- FASB [1980] , FASB Invitation to Comment, *Financial Statements and Other Means of Financial Reporting*, FASB.
- FASB [1981] , FASB Invitation to Comment, *Financial Reporting by Private and Small Public Companies*, FASB.
- FASB [1983a] , FASB Special Report, *Financial Reporting by Privately Owned Companies: Summary of Responses to FASB Invitation to Comment*, FASB.
- FASB [1983b] , “Board Responds to Concerns about ‘Standards Overload,’” *FASB Status Report*, No. 150, pp. 1-6.
- FASB [1986] , “FASB Analyzes Small Business Concerns about Accounting Standards,” *FASB Status Report*, No. 181, pp. 1-4.
- FASB and AICPA [2006] , Invitation to Comment, *Enhancing the Financial Accounting and*

- Reporting Standard-Setting Process for Private Company*, FASB.
- FASB and IASB [2002] , Memorandum of Understanding, *The Norwalk Agreement*, IASB.
- FASB and IASB [2006] , *A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP – 2006-2008: Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB*, IASB.
- Hepp, G. W. and T. W. McRae [1982] , “Accounting Standards Overload: Relief Is Needed,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 153, No. 5, pp. 52-54, 56, 58, 60 and 62.
- Hong Kong Society of Association (HKSA) [2002] , *Consultation Paper on a Proposed Framework for Differential Reporting*, HKSA.
- ICAEW [2006] , *Measurement in Financial Reporting*, ICAEW.
- John, B. and S. Healeas [2000] , Occasional Research Paper No. 13, *Financial Reporting Standard for Smaller Entities: A Fundamental or Cosmetic Change?*, ACCA.
- JWG [2000] , An Invitation to Comment on the JWG’s Draft Standard, *Financial Instruments and Similar Items*, JICPA. (日本公認会計士協会訳 [2001] 『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会。)
- Lennon, M. and I. Sharp [1998] , *Financial Statements for Smaller Companies: A Guide to Practice and the FRSSSE*, 2nd ed., ICAEW.
- Lippitt, J. W. and B. L. Oliver [1983] , “Big GAAP, Little GAAP: Financial Reporting in the Small Business Environment,” *Journal of Small Business Management*, Vol. 21, No. 3, pp. 52-57.
- McCahey, J. E. and A. L. Ramsay [1989] , Discussion Paper No. 13, *Differential Reporting: Nature of the Accounting Standards Overload Problem and a Proposal for its Resolution*, AARF.
- Moss, D. [1981] , “Accounting for Small Business: Bridging a Widening GAAP,” *The Journal of Accountancy*, Vol. 152, No. 6, pp. 64, 66, 69-70, 72, 74, 76 and 78.
- Murray, D. and R. Johnson [1983] , “Differential GAAP and the FASB’s Conceptual Framework,” *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 7, No. 1, pp. 4-15.
- 日本会計研究学会 [2003] 課題研究委員会報告『中小企業会計基準に関する基本研究—特に、英国の小会社会計基準 (FRSSE) を巡って—』(委員長：河崎照行) 日本会計研究学会。
- Stanger, A. M. and S. P. Gunther [1981], “Big GAAP – Little GAAP: Should There Be Different Financial Reporting for Small Business?,” *New York University Law Review*, Vol. 56, Nos. 5-6, pp. 1209-1235.
- Swieringa, R. J. [1997] , “Challenges to the Current Accounting Model: Some Profound and Thoughtful Observations for the Next 100 years,” *The CPA Journal*, Vol. 67, No. 1, pp. 26-30 and 32.
- 高寺貞男 [2003] 「株式会社会計の収束と差異化」『大阪経大論集』第54巻第1号, 145-154頁。
- 高寺貞男・草野真樹 [2007] 「公正価値オプションの制限による混合属性会計の再制度化」『企業会計』第59巻第5号 (公表予定)。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。
- Wishon, K. [1985] , “The FASB and Small Business,” *FASB Status Report*, No. 165, pp. 6-10.
- Zanzig, J. S. and D. L. Flesher [2006] , “GAAP Requirements for Nonpublic Companies: New Views on ‘Big GAAP’ Versus ‘Little GAAP’,” *The CPA Journal*, Vol. 76, No. 5, pp. 40-44.